

奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 知事は、奈良県公共交通基本計画において基本的な方針として掲げる「移動ニーズに応じた交通サービスの実現」のため、バスによる基幹的な公共交通ネットワークを確保することを目的に、奈良県基幹公共交通ネットワーク計画に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金 別表第1に定める補助対象基準に適合する系統（以下「幹線補助対象系統」という。）を運行する事業に対して交付される補助金をいう。
- (2) 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（フィーダー系統）補助金 別表第3に定める補助対象基準に適合する系統（以下「フィーダー補助対象系統」という。）を運行する事業に対して交付される補助金をいう。
- (3) 基幹公共交通ネットワーク市町村連携地域交通確保事業補助金 複数の市町村が主体となる協議会（以下「連携協議会」という。）又は市町村の連携により、幹線補助対象系統を代替して当該系統を運行する事業に対して交付される補助金をいう。
- (4) 基幹公共交通ネットワーク車両減価償却費等補助金 第1号に定める補助金の対象となる系統を運行するために必要な車両であって、別表第5に定める補助対象基準に適合するもの（以下「補助対象車両」という。）を取得する事業に対して交付される補助金をいう。
- (5) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項（同法第32条において読み替えて適用される場合を含む。）の要件に該当する過疎地域（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村及び同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。

(補助対象事業者)

第3条 前条第1号及び第4号に定める事業の補助の対象となる者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって、幹線補助対象系統を運行し、又は補助対象車両を取得する者とする。

2 前条第2号に定める事業の補助の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村が主体となる協議会（以下「市町村協議会」という。）又は市町村であって、道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合自動車運送事業を経営し、かつ、フィーダー補助対象系統を運行する者
 - (2) 市町村協議会又は市町村であって、道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合自動車運送事業を経営する者にフィーダー補助対象系統の運行を委託する者
 - (3) 道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を行う者であって、フィーダー補助対象系統を運行する者
- 3 前条第3号に定める事業の補助の対象となる者は、連携協議会又は市町村であって、道路運送法第3条第1号イに定める一般乗合自動車運送事業を経営する者に運行を委託する者に限る。

（補助対象期間）

第4条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に定める会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

（奈良県基幹公共交通ネットワーク計画）

- 第5条 知事は、奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を記載した奈良県基幹公共交通ネットワーク計画を策定するものとする。
- (1) 奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業の目的及び必要性
 - (2) 奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業の定量的な目標及び効果
 - (3) 奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業により運行を確保し、及び維持しようとする運行系統の概要及び運送予定者
 - (4) 平日1日当たり計画運行回数が3回以上で足ると知事が認めた系統の概要
 - (5) 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者
- 2 知事は、奈良県基幹公共交通ネットワーク計画を策定しようとするときは、あらかじめ奈良県地域交通改善協議会の意見を聴くものとする。
- 3 奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業の内容に変更が生じる場合において必要があるときは、知事は、奈良県基幹公共交通ネットワーク計画を変更することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（再編特例）

- 第6条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第27条の2第1項に定める地域公共交通再編実施計画（同法第27条の3の規定による大臣の認定を受けたものに限る。以下「再編計画」という。）に基づいて実施される事業については、当該計画において実施予定期間として定められた期間に限り、次に掲げる補助対象基準の特例措置（以下「再編特例」という。）を適用することができる。
- (1) 第2条第1号の規定中「別表第1」とあるのは「別表第2」と、第2条第2号の規定

中「別表第3」とあるのは「別表第4」と読み替えるものとする。

(2) 再編特例を適用する幹線補助対象系統を運行するために必要な車両にあっては、第2条第4号の規定中「別表第5」とあるのは「別表第6」と読み替えるものとする。

第2章 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金

（補助対象経費）

第7条 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（幹線系統）補助金（以下この章において「補助金」という。）の補助対象経費の額は、別表第7に定めるところにより算定する。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月30日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績（第2号様式）（補助対象系統に係る実績に限る。）
- (3) 再編特例を適用しようとする場合にあっては、認定を受けた再編計画の写し及び再編特例を適用しようとする系統の概要を記載した書類

（交付の決定）

第9条 知事は、前条の書類を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第3号様式）により申請者に対し通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下この章において「補助事業者」という。）が、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、前条の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、交付申請取下書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の変更の申請）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けて実施する事業（以下この章において「補助事業」という。）の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の変更)

第12条 知事は、前条の書類を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、交付決定の変更を行い、変更交付決定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(指示及び検査)

第13条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする会計年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 補助金の交付を受けようとする会計年度に係る運行系統別輸送実績（第2号様式）（補助対象系統に係る実績に限る。）

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、前条の書類を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、額の確定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者が、補助対象期間の末日（9月30日）までに補助対象系統を廃止し、又は休止した場合は、補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情があると知事が認める場合は、この限りでない。

(補助金の請求)

第16条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の整理)

第17条 補助事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定等の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

第3章 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（フィーダー系統）補助金

(補助対象経費)

第19条 基幹公共交通ネットワーク路線運行費（フィーダー系統）補助金（以下この章において「補助金」という。）の補助対象経費の額は、別表第8に定めるところにより算定する。

(補助金の交付申請)

第20条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月30日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者が第3条第2項第1号又は第2号に該当する場合は、運送予定者の補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 補助金の交付を受けようとする者が第3条第2項第3号に該当する場合は、運送予定者の補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る自家用有償旅客運送の輸送実績が確認できる書類
- (3) 補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績（第2号様式）（補助対象系統に係る実績に限る。）
- (4) 補助金の交付を受けようとする者が第3条第2項第2号に該当する場合は、運送予定者との間の運行委託契約若しくは運行委託契約を締結することを確認できる書類
- (5) 補助金の交付を受けようとする者が第3条第2項第3号に該当する場合は、市町村運営有償運送にあっては道路運送法施行規則第9条の3に定める地域公共交通会議、公共交通空白地有償運送にあっては道路運送法施行規則第51条の7に定める運営協議会において協議が整っていることを確認できる書類
- (6) 再編特例を適用しようとする場合にあっては、認定を受けた再編計画の写し及び再編特例を受けようとする系統の概要を記載した書類

(実績報告)

第21条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者が、第3条第2項第1号又は第2号に該当する場合は、運送者の補助金の交付を受けようとする会計年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 補助金の交付を受けようとする会計年度に係る運行系統別輸送実績(第2号様式)(補助対象系統に係る実績に限る。)

(準用規定)

第22条 第9条から第13条まで及び第15条から第18条までの規定は、この章の補助金について準用する。

第4章 基幹公共交通ネットワーク市町村連携地域交通確保事業補助金

(補助対象経費)

第23条 基幹公共交通ネットワーク市町村連携地域交通確保事業補助金(以下この章において「補助金」という。)の補助対象経費の額は、別表第7に定めるところにより算定する。

(補助金の交付申請)

第24条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月30日までに、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 運送予定者それぞれの、補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(第2号様式)(補助対象系統に係る実績に限る。)
- (3) 運送予定者との間の運行委託契約若しくは運行委託契約を締結することを確認できる書類
- (4) 再編特例を適用しようとする場合にあっては、認定を受けた再編計画の写し及び再編特例を受けようとする系統の概要を記載した書類

(実績報告)

第25条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付を受けようとする会計

年度の11月30日までに実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 運送者の補助金の交付を受けようとする会計年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 補助金の交付を受けようとする会計年度に係る運行系統別輸送実績（第2号様式）（補助対象系統に係る実績に限る。）

（準用規定）

第26条 第9条から第13条まで及び第15条から第18条までの規定は、この章の補助金について準用する。

第5章 基幹公共交通ネットワーク車両減価償却費等補助金

（補助対象経費）

第27条 基幹公共交通ネットワーク車両減価償却費等補助金（以下この章において「補助金」という。）の補助対象経費は、別表第9に定めるところにより算定する。

2 前項の規定は、第6条の規定により再編特例を受ける場合については、「別表第9」とあるのは「別表第10」と読み替えるものとする。

（補助金の交付申請）

第28条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月30日までに、補助金交付申請書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第29条 知事は、前条の書類を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第11号様式）により申請者に対し通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（交付決定の変更の申請）

第30条 補助事業者は、補助金の交付を受けて実施する事業（以下この章において「補助事業」という。）の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の変更）

第31条 知事は、前条の書類を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、交付決定の変更を行い、変更交付決定通知書（第13号様式）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要

があると認めるときは、条件を付けることができる。

(実績報告)

第32条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに実績報告書(第14号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第33条 知事は、前条の書類を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、額の確定通知書(第15号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第34条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した車両を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図るものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した車両を、補助事業の完了の日から5年を経過するまでは、知事の承認を受けないで処分(補助金の交付の目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し又は廃棄することをいう。以下同じ。)してはならない。
- 3 補助事業者は、前項に関わらず交付を受けて取得した車両の処分により、処分に要する費用を上まわる収益が発生するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(準用規定)

第35条 第10条、第13条及び第16条から第18条までの規定は、この章の補助金について準用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成24年6月15日から施行し、平成24年度予算から適用する。

(経過措置)

- 2 平成24年度に限り、第8条及び第28条中「4月30日」とあるのは、「9月30日」とする。
- 3 バス運行対策費補助金交付要綱(平成13年5月15日国自旅第16号)及び国庫補助金交付要綱に基づき平成23年9月30日までに補助対象事業者が取得した車両については、別表第2の基準に適合した車両とみなす。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年8月25日から施行し、平成27年度予算から適用する。

(経過措置)

2 平成27年度に限り、第8条、第24条及び第28条中「4月30日」とあるのは、「9月30日」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成29年6月20日から施行し、平成29年度予算から適用する。

(経過措置)

2 平成29年度に限り、第8条、第20条、第24条及び第28条中「4月30日」とあるのは、「9月30日」とする。